

2024年9月に発生した豪雨災害に対する災害義援金の取扱いについてのご案内
—石川県珠洲市・鳳珠郡能登町への災害義援金—

低気圧と前線による豪雨災害により、石川県珠洲市・鳳珠郡能登町において甚大な被害が発生しており、被災地の皆様には心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金を受け付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 寄付先および振込先

石川県珠洲市	珠洲市令和6年能登豪雨災害義援金
石川県鳳珠郡能登町	能登町令和6年能登豪雨災害義援金

※専用の振込依頼書をお渡しいたしますので、窓口にてお手続きください。

2. 取扱期間

2024年11月1日（金）～2027年3月31日（水）

3. 振込手数料

無料（窓口の場合）

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ》

本義援金をお振込みいただいた際の振込依頼書の控え（振込金受取書）が、所得税等の寄付金控除の手続きにおける証明書類となります。

なお、地方公共団体が発行する受領証が必要な場合は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。（後日、寄付先の地方公共団体から直接受領証が送付されます。）

※詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

以 上